

協定区域	北区西山1丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2013年2月1日
	面積	60,307.03 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。		
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2013年2月1日～2033年1月31日 (20年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次のア、イ又はウに該当する場合は、この限りでない。
 ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの。
 イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であり、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの。
 ウ 地下の車庫で軒の高さが地盤面から1メートル以下であるもの。
- (2) 建築物の用途は、個人専用住宅とする。ただし、診療所、診療所兼用住宅、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定する兼用住宅又は同令第130条の4に規定する公益上必要な建築物で、建築協定書第8条に定める運営委員会（以下「委員会」という。）の許可を得たものはこの限りでない。
- (3) 建築物は、1区画1戸建てとする。ただし、委員会の許可を得たものは、2区画以上の区画を1区画として建築物を建築することができる。
- (4) 建築物の階数は3階（地階を除く。）以下とし、高さは、10メートル以下とし、軒の高さは、7メートル以下とする。
- (5) 区画を分割する場合は、委員会の許可を必要とする。ただし、その分割により150平方メートル未満となる区画が生じる場合は、区画の分割はできないものとする。
- (6) 建築物の敷地の地盤面の高さは、この建築協定締結以降変更してはならない。ただし、建築物の基礎工事のための整地又は委員会の許可を受けた必要最小限の変更は、この限りでない。
- (7) 附属建物（離れ家等）は、生計を一にするか又はこれに準ずる生活のために、別棟で建築物を建築することができる。
- (8) 営業用の物置は、建築又は設置してはならない。
- (9) 道路に面する垣又は柵で高さが1.2メートルを超えるもの（門柱、門扉及び車庫を除く。）は、生垣又はパイプフェンス等とし、コンクリートブロック塀その他これに類するものとしてはならない。
- (10) 広告、営業用の看板及び掲示板その他これらに類するものを外壁に設置してはならない。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

*建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

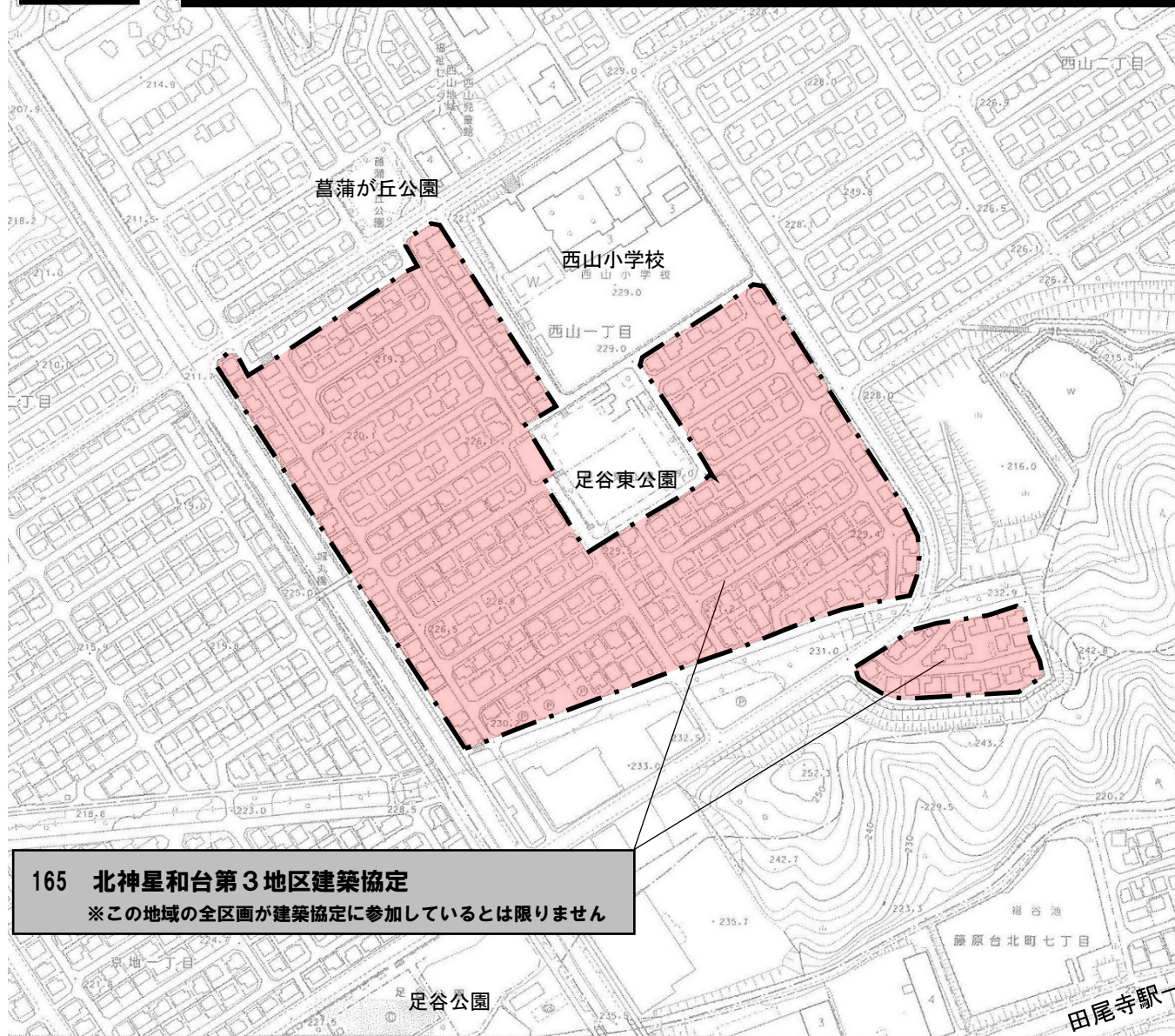
*建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

*運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

165

北神星和台第3地区



165 北神星和台第3地区建築協定

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません

位置図

